

京都府がん医療戦略推進会議 がん薬物療法部会・緩和ケア部会
資料「病気の経過とこれからのこと」の運用規程

京都府がん医療戦略推進会議 がん薬物療法部会・緩和ケア部会
事務局 京都府立医科大学附属病院 緩和ケアセンター

(趣旨)

第3期京都府がん対策推進計画(2024年度から6年間)では、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての府民とがんの克服を目指す」ことを目標に、「(2)がん医療体制の整備・充実」として、「②緩和ケア・支持療法の推進」「(ア) 専門的な緩和ケア提供体制の整備」の項目において、「(e) がん診療連携拠点病院は、地域共通のツールによる連携を図るとともに、ACPの普及に努めます。」と策定された。

本計画に沿って、京都府がん医療戦略推進会議 がん薬物療法部会・緩和ケア部会(以下「両部会」という。)の合同で「病気の経過とこれからのこと」(通称:道しるべ)を作成し、円滑な運営を図るための内容を下記の通り定めるものとする。

(作成目的)

悪性新生物(以下「がん」という。)は、府民の死亡原因の第1位であり、年間7,700人を超える府民が、がんで死亡している。そのため、医療福祉従事者が患者・家族等と今後起こり得る情報を共有し、患者が医療やケアを受けてどのように過ごしたいかを一緒に考え、話し合う機会を提供することが重要である。がん拠点病院等をはじめ、がん診療や緩和ケアを提供する施設・地域でも使用できる共通のツールを活用し、療養生活に伴う様々な不安を軽減し適切な支援につなげることが目的である。

(作成者)

作成 京都府がん医療戦略推進会議 がん薬物療法部会・緩和ケア部会
協力 京都府がん患者団体等連絡協議会

(作成者の名称表示)

＜紙媒体＞

作成 京都府がん医療戦略推進会議 がん薬物療法部会・緩和ケア部会
協力 京都府がん患者団体等連絡協議会

＜動画媒体＞

作成 京都府がん医療戦略推進会議 がん薬物療法部会・緩和ケア部会
事務局 京都府立医科大学附属病院 緩和ケアセンター
協力 京都府がん患者団体等連絡協議会

本規程において「資料」とは、「病気の経過とこれからのこと(通称:道しるべ)」の紙媒体、電子媒体及び動画をいう。

(公開方法)

両部会の設置者である京都府からの了承を得た上で、両部会により資料の公表を行うこととする。

(管理方法)

- 1) 紙媒体の資料は両部会の部会員に配付するとともに、京都府がん医療戦略推進会議 緩和ケア部会の事務局を担う京都府立医科大学附属病院が、当該施設の緩和ケアセンターのウェブサイトに掲載し、ダウンロード可能とする。配付・ダウンロードされた資料は、受領・ダウンロードした施設で管理する。
- 2) 動画も同様に、京都府立医科大学附属病院が、当該施設の緩和ケアセンターのアカウントにより、動画配信サイトで配信を行う。

(内容の改変)

- 1) 使用に際して、文言や図の順番の変更は可能とするが、変更の詳細を京都府立医科大学附属病院 病院管理課 (byokan03@koto.kpu-m.ac.jp) へ報告することとする。
- 2) 図・絵の変更は不可とする。
- 3) 本動画の無許可の転載、複製、転用、目的外の使用を禁ずる。
- 4) 引用にあたっては、(作成者の名称表示)を参考に掲載する。
- 5) その他の使用にあたっては、「病気の経過とこれからのこと(通称:道しるべ)」の使用取扱要領に従うものとする。

(内容の改訂)

- 1) 京都府がん医療戦略推進会議 緩和ケア部会を主軸に、両部会で定期的に内容を検討し、継続して適切な管理を行う。
- 2) 紙媒体は、両部会で3年毎に見直し、必要に応じて改訂作業を行う。
- 3) 動画の管理は、京都府がん医療戦略推進会議 緩和ケア部会の事務局である京都府立医科大学附属病院が配信・更新等を行う。
- 4) その他事務的な管理は、事務局である京都府立医科大学附属病院行う。

(その他)

なお、第3期京都府がん対策推進計画期間内であっても、制度改革や医療提供体制などの状況変化に対応するため、見直しを行うことがある。

附則 この規程は、令和6年4月16日から施行する。

附則 この規程は、令和8年3月1日から施行する。